

別記第32号(140(1)関係)

筆通第1号

平成17年12月14日

杉 花 子 殿

大阪法務局

筆界特定登記官 筆界定男 職印

筆界特定の申請がされた旨の通知について

別添のとおり、筆界特定の申請がされたので、不動産登記法第133条第1項の規定により、通知します。手続番号及び対象土地は、下記のとおりです。

なお、あなたは、同法第139条の規定により、筆界特定登記官に対し、意見又は資料を提出することができます。

詳細は、当大阪法務局筆界特定登記官室にお問い合わせください。

大阪市中央区谷町2丁目1-17

大阪法務局筆界特定登記官室

担当 中村、藤原

電話 06-6942-1494

記

筆界特定手続の表示

手続番号 平成17年第1号

対象土地 大阪市西区○○4丁目11番1

大阪市西区○○4丁目11番2

手続番号 平成17年第2号

対象土地 大阪市西区○○4丁目11番6

大阪市西区○○4丁目11番2

---

筆界特定申請書の写しを添付済

## 規則218条の注意事項

## 注 意 事 項

大阪法務局

## 1 筆界特定制度について

筆界特定制度とは、土地が最初に区画され、地番が付けられて登記された時の筆界（地番と地番との境界）を筆界特定登記官が土地の所有者の申請により、専門家（筆界特定委員）の意見を踏まえて特定する制度です。

## 2 意見書の作成と提出

申請人が主張する対象土地の筆界の位置及びその根拠等をよく読んで、あなたが主張する対象土地の筆界の位置及びその根拠等を書いた意見書を 通作成し、大阪法務局に提出してください。

意見書には①手続番号②あなたの氏名（名称）③「意見書」という表題④代理人が提出する場合は代理人の氏名（名称）④提出年月日⑤宛先（大阪法務局）を書いて、あなた又は代理人の氏名の後に押印してください。

## 3 資料の提出

主張の根拠となる資料があれば、その写しを 通作成してください。また、別添の資料説明書を 通作成し、資料の写しとともに大阪法務局に提出してください。

資料説明書には①手続番号②あなたの氏名（名称）③「資料説明書」という表題④代理人が提出する場合は代理人の氏名（名称）④提出年月日⑤宛先（大阪法務局）のほかに、⑥資料の表示⑦作成者（写真やビデオなどは、撮影者、撮影対象・日時・場所）⑧資料提出の趣旨を記載してください。

なお、資料の原本を提示していただく必要がありますので、写しとともに提出するか後日提示願います。